

有期契約労働者、短時間労働者および派遣労働者等の 企業内でのキャリアアップに取り組む事業主を支援します!

キャリアアップ助成金

厚生労働省では、非正規雇用問題に対する取り組みの一環として、**有期契約労働者等(※1)の企業内でのキャリアアップ等を支援する事業主に対する包括的な助成制度**（有期契約労働者等の正規雇用への転換、人材育成、処遇改善など）を、平成25年度から創設しました。

なお、**重点分野等（健康、環境、農林漁業等）の事業主が実施する人材育成**については、より手厚い助成措置を実施(※2)しています。

有期契約労働者等のキャリアアップ等を促進することで、労働者の士気・能力の向上等を通じた企業の生産性の向上、優秀な人材の確保・定着が期待できます。

(※1) 有期契約労働者および正規雇用の労働者以外の無期雇用労働者をいいます（短時間労働者、派遣労働者を含みます）。

(※2) 非正規雇用労働者育成支援奨励金（日本再生人材育成支援事業）

助成内容		助成額 ()額は大企業の額(短時間正社員コースは大規模事業主)
正規雇用等 転換 (注 1)	正規雇用等に転換または直接雇用（以下「転換等」といいます。）する制度を規定し、有期契約労働者等を正規雇用等に転換等した場合に助成	①有期→正規：1人当たり40万円（30万円） ②有期→無期：1人当たり20万円（15万円） ③無期→正規：1人当たり20万円（15万円） ※対象者が母子家庭の母等または父子家庭の父の場合、1人当たり①10万円、②5万円、③5万円を加算
人材育成 (注 2)	有期契約労働者等に ・一般職業訓練（OFF-JT）または ・有期実習型訓練（「ジョブ・カード」を活用したOFF-JT+OJTを組み合わせた3～6か月の職業訓練）を行った場合に助成	OFF-JT《1人当たり》 賃金助成：1h当たり800円（500円） 経費助成：上限20万円（15万円） OJT《1人当たり》 実施助成：1h当たり700円（700円）
処遇改善	すべての有期契約労働者等の基本給の賃金テーブルを改定し、3%以上増額させた場合に助成	1人当たり1万円（0.75万円） ※「職務評価」の手法を活用の場合、1事業所当たり 10万円（7.5万円）上乗せ
健康管理	有期契約労働者等を対象とする「法定外の健康診断制度」を規定し、延べ4人以上実施した場合に助成	1事業所当たり40万円（30万円）
短時間正社員 (注 3)	短時間正社員制度を規定し、労働者を短時間正社員に転換・新規雇入れした場合に助成	1人当たり20万円（15万円） ※対象者が母子家庭の母等または父子家庭の父の場合、1人当たり10万円加算
パート労働 時間延長 (注 4)	有期契約労働者等の週所定労働時間を25時間未満から30時間以上に延長した場合に助成	1人当たり10万円（7.5万円）

(注 1) 1. 「正規雇用等」とは、「正規雇用または無期雇用」をいいます。

2. 派遣労働者の場合、派遣元事業所で転換または派遣先の事業所で直接雇用される場合に助成します。

3. 無期雇用への転換等は、通算雇用期間3年以内の有期契約労働者からの転換等であって、基本給の5%以上を増額した場合に限ります（5%の算出方法は、標準的な方法を設定した上で柔軟に対応）。なお、短時間正社員に転換した場合は対象外となります（短時間正社員コースにより助成します）。

(注 2) 重点分野等の事業主の場合、経費助成は、「日本再生人材育成支援事業」により上限30万円（20万円）（平成25年1月実施）

(注 3) 主にワーク・ライフ・バランスの観点から正規雇用労働者を短時間正社員に転換するケースや、短時間労働者を短時間正社員に転換するケースなどを想定しています。

(注 4) 社会保険の適用基準を満たす労働時間まで延長し、労働者の能力のさらなる活用につなげることを目的としています。

**活用に当たっては、ガイドラインに沿って、「キャリアアップ管理者の配置」、
「キャリアアップ計画の作成」が必要です。詳細は裏面をご覧ください。**



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

LL250516派企03

「有期契約労働者等のキャリアアップに関するガイドライン」の主な内容

(助成制度を活用する上で、配慮するよう努めることが望ましい事項)

①キャリアアップに向けた管理体制の整備	●有期契約労働者等のキャリアアップに取り組む者を「キャリアアップ管理者」として位置付け
②計画的なキャリアアップの取り組みの推進	●キャリアアップに向けた取り組みを計画的に進めるため「キャリアアップ計画」を作成
③正規雇用・無期労働契約への転換	●有期労働契約から正規雇用・無期労働契約への転換、無期労働契約から正規雇用への転換の促進、無期転換後の待遇への配慮、正規雇用転換制度の対象者の範囲・方法・評価基準などの設定への配慮
④人材育成	●職業能力や希望するキャリアパスに応じた計画的な教育訓練などの実施（目標の明確化） ●若者に対するジョブ・カード制度を活用した実践的な教育訓練の実施、成長分野の事業主による積極的な教育訓練の実施
⑤待遇改善	●職務分析・職務評価の手法、ジョブ・カードや職業能力評価基準などの活用等による職務の内容や職業能力の評価、職務の内容などを踏まえた待遇への反映
⑥その他	●法定外健康診断の導入、短時間正社員（注）への移行など、短時間労働者の希望に応じた社会保険適用に向けた所定労働時間の拡大 (注) 通常の労働者と比べ所定労働時間が一定程度短い正規雇用の労働者をいう。

これらを実施

企業内でのキャリアアップを促進するための包括的な助成制度

『キャリアアップ助成金』

または

重点分野等の事業主を対象とした「人材育成」への助成制度

『非正規雇用労働者育成支援奨励金（日本再生人材育成支援事業）』

]を活用！

受給までの流れ

(※)「有期実習型訓練」を実施する場合、訓練対象者に「ジョブ・カード」の交付が必要です。ジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティングおよび交付は、ハローワーク、ジョブ・カードセンター等で実施しています。

労働局・ハローワーク

事業主

ジョブ・カードセンター

キャリアアップ計画の作成援助・認定

キャリアアップ計画の提出

◎キャリアアップ計画は、労働組合等の意見を聴いて作成

人材育成(※)

訓練計画の作成

人材育成以外

訓練計画の提出

訓練計画の作成支援

訓練計画の確認

実施

訓練実施状況の確認

訓練実施

訓練実施に関する相談・援助

支給審査
支給決定

支給申請

詳しくは、最寄りの都道府県労働局またはハローワークへお問い合わせください。